

議員提出議案第1号

議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項
指定の件の一部改正について

この議案を別紙のとおり提出する。

平成30年10月15日

安田優子

伊藤保

坂野経三郎

西川憲雄

藤井一博

福田俊史

藤縄喜和

浜崎晋一

広谷直樹

前田八壽彦

澤紀男

議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項指定の件の一部改正について

議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項指定の件（昭和39年3月26日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>議会の権限に属する事項中、次の事項は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、知事において専決処分することができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 元号が改められることに伴い、新元号をもって表記されるべき年又は年度に係る規定を整理するため、条例を改正すること。</u></p>	<p>議会の権限に属する事項中、次の事項は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、知事において専決処分することができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p>